



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2024年4月1日 ～ 2028年12月31日

2. 目標

目標1 管理職に占める女性割合を30%以上にする。

目標2

従業員の所定外労働時間を月平均5時間以内（内勤者は月平均10時間以内）にする。

3. 取組内容と実施時期

目標1について

取組1：販売職から本部スタッフへの積極的な登用など、多様な人材が活躍できる環境を整える。

- ・ 随時 ジョブローテーションにより、個々の能力や個性を最大限発揮し、活躍できる環境を整える
- ・ 毎年1回 職群転換制度、総合職転換制度等により、意欲の高い人材の業務の幅を拡げ、人材を育成する

取組2：女性の活躍推進および能力発揮に関し、更なる意識醸成に繋がる教育を実施する。

- ・ 2024年7月～ 管理職、中堅、若手社員それぞれに向けて、多様化に向けた意識変革を目的とした研修（アンコンシャスバイアス等）を実施し、中核を担う人材の育成へ繋げていく
- ・ 毎年2回 自己啓発補助制度にて、能力開発の機会提供を行う

目標2について

取組 1：社内デジタル化を促進し、生産性向上を図る。

- ・ 随時 在宅勤務制度を有効に活用しながら、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を促進する
- ・ 2024年4月～ 契約書の締結や社内の各種書類等のデジタル化を実施する

取組 2：従業員の勤務実態の把握と改善を繰り返し行い、全社的に時間管理の意識向上を図る。

- ・ 毎年 管理職の業績目標に、部下の残業時間の数値目標を設定する
- ・ 毎月 安全衛生委員会を開催し、実労働時間について検証を行う
- ・ 毎年2回 時間管理委員会を開催し、勤務実態の把握、課題分析、改善策を検討する
- ・ 毎年2回 長時間労働者がいる部署の管理職は、対象者と面談を行い、改善策を検討、実行する

【情報公表】管理職に占める女性労働者の割合・・・14.6% ※2024年12月31日時点

従業員の月平均の所定外労働時間・・・1.76時間（うち内勤者 5.07 時間）※2024年度